

第五章 中世の福生

一 多摩郡下の郷

福生郷の登場 平安朝の初期に出来た「和名類聚集抄」に、武蔵国多摩郡の郷名が十のっている。

小川郷、川口郷、小楊郷、小野郷、新田郷、小島郷、海田郷、石津郷、狛江郷、勢多郷

が、それである。この中には、江戸時代すでに何処を指すか判明しない所もあるが、「新編武蔵風土記稿」八九巻によれば、右にあげた郷名を記録した文書・鐘名を挙げて説明を加えているので、小川郷以下の十郷は、古くから開けていた土地であることが、知られるのである。

「郷」は、いうまでもなく、古代国家の地方制度である。その源は、大化改新の詔の中、その三にある「里」の改まったものであった。里については、

「凡そ五十戸を里と爲し、里毎に長一人を置く」

と、定められていたのが、霊龜六年（七一五）に「郷」に改められたのであった。そして、旧名の「里」は郷の下に置かれたのである。この郷里制の改定は、国が国家行政上の必要より、自然村落を、租庸調を集めるのに都合よい広さを五十戸一郷の枠に規定したものである。したがって、郷の下に置かれた里は、郷という大きな単位の下にあって、より実地的な自然村落の単位であった（清水三男著・上代の土地関係―奈良時代の村）。

福生町の近くでは、対岸秋多町が奈良時代に郷が設置された土地といわれている（日本霊異記）。小川郷がそれで、その四至は明確になっていないが、後に、小川の牧を郷内に設けたことなどから考えれば秋多町辺を指すものと思われる。二宮神社が、旧名を小川大明神と唱えていたのも、小川郷内におぼろげでない神をまつたからの称号である。（僧長弁著・私案抄）。

小川郷の設置は、二宮神社を中心とする土地が、湧泉に恵まれ、水田耕作地としての条件が備わっていたからであらう。

つぎに、多摩郡下、中世に成立した郷名を「新編武蔵風土記稿」巻八九 多摩郡の総説からひいてみると、次の如く誌されている。

- 小川郷 多西郡、小河郷二宮社頭大船若勸進「当社小河大明神者当国随一云々」応永十九年（一四一二） 私案抄
- 小野郷 府中小野郷にて、小野神社と号す古社も鎮りをわせば、小野郷なること知らる。
- 由井郷 応永の比のものに「武州多西郡由井郷川口村」
- 立川郷 天正十四年（一五八六）三月十五日「武州多東郡立川郷柴崎村八幡本地再興」
- 村山郷 村山党之祖、村山貴主頼任、其子 同貴主頼家等より多く村山氏出たり（七党系図）
- 長淵郷 羽村の鎮守阿蘇神社棟札に天文五年（一五三六）三月廿日「武州柚保長淵郷羽村」
- 小曾木郷 根ヶ布天寧寺 大永元年（一五二一）の鐘銘に「武州柚保小曾木郷」
- 福生郷 北条氏照の制札に「於福生郷云々」

以上が「新篇武蔵風土記稿」総説に載っている中世の郷であるが、風土記稿には、この外、各村々で昔より伝承し

- 中野郷 天正十八年（一五九〇年）四月、豊臣家朱印の禁制書に、「中野郷五ヶ村」
- 関戸郷 天正十八年（一五九〇年）四月、豊臣家朱の禁制書に、「関戸郷」
- 平井郷 北条家より出せし当所伝馬の書に「平井郷伝馬奉行」
- 大久野郷 山祇社にある鰯口の銘に「大久能郷山神鰯口、至徳三年（一三八六年）三月十日、日奉守吉」
- 横山生 横山党の祖、從四位下武蔵守隆泰、其子武蔵權守義隆始て横山に住してより子孫横山を称し、数代この地を伝領せしが、建暦三年（一二三三）五日、和田乱に討死し家絶ける（七党系図）
- 小山田庄 「小山田別当有重」東鑑
- 小山田保 寺「嘉慶二年（一三八八）日勸進沙門等尊教曰、小山田保真光寺」私案抄
- 柚保 天正十九年（一五九一）の御朱印に青梅村金剛寺へは「武州柚保青梅」二俣尾村海禪寺へは「武州柚保二俣尾」

ている郷・庄を書き上げている。西多摩郡（青梅を含めて）についてみるに、

野上郷、氷川郷、秋留郷、成木郷、石井郷（棚沢村）、椿の庄（檜原村）、高倉庄（戸倉村、小中野村、小和田村、五日市村、館谷村、留原村、高尾村、養沢村）、立田庄（乙津村）、橘の庄（二の宮村）、

と、数多くの郷庄の成立したことを伝えている。

これら、鐘銘・文書・伝承に語られている郷（庄）は必ずしも古代の郷と同じ質のものではない。古代の郷が、地方行政の一単位として自然村落に郷制を冠したのに対し、中世の郷は、国・郡・郷と形だけは古代と同じでも、その内容は有力武士の私領に近いものであったからである。

それにしても、古代においては、僅か十郷にすぎない郷が、中世になって数倍に増加して来たことは、どのような理由によるのだろうか。いうまでもなく、中世に擡頭して来た武士階級または有力戸主（名主）が、積極的に各郷内にある神社、寺院に、創建または再興の札をかがげ、鐘・鰐口を奉納し郷内統一をはかる上からも、神社・寺院の造営、土地開発に努めたからであると思われる。こうした武士達の動静は、例えば秋川流域の小宮氏、多摩川流域の三田氏をみてもあきらかである。棟札、鐘銘に見られる年号は、このように考えるとき、郷成立の過程を示すといふより、むしろ終了を意味しているのであろう。

福生町も、西多摩の各地に郷が成立した中世に福生郷として登場して来るのであるが、その具体的な過程は明確ではない。しかし現存するいくつかの資料は、おぼろげではあるが福生郷の昔を語ってくれるのである。

二 福生郷の範囲

福生郷の名は、前項ですでに述べた如く、北条氏照の制札に見られる。この制札は、熊川内出の石川一郎氏が次の二通を所持している。

上の文書には、「酉」としかなく、年号が欠けている。しかし署名している三名は氏照の重臣なのでほぼ想像がつく。すなわち、氏照が前の滝山城主である大石氏の後をついだ等の事情より推して、天正年間と考えられ、それも十

制 札

右於福生郷二 濫妨狼藉堅令停止畢 若背此旨横合非
分申懸仁候者 則可申上候仍如件

酉三月六日

布施兵庫大夫 花押
横地監物丞 ”
大石左馬助 ”
代官百姓中

制 札

右於福生郷 当方軍勢甲乙人等不可有乱妨狼藉 若違
背者可討捨者也 仍如件
酉六月五日

三年の酉（一五八五）に出されたものであろう。

しかし、福生郷の所見は天正十三年を最初としない。熊川神社の棟札には、つぎのように記載されている。

曰待之為供養之奉礼拝宮 本願 与次衛門 一郎右衛門
建立天地同根万物一体 同 次郎衛門 □左衛門
本寺過去心不可得現在心不可得 ” 施主七郎左衛門 甚左衛門
未来心不可得万才々 長衛門 久四郎
薬師子々孫々代々盛也 茂衛門 清□衛門
蔵州多東郡熊川村 半右衛門 佐右衛門
施主敬白 勘左衛門 平左右衛門
千時正長二乙酉年霜十五日 □左衛門 市□門
福生郷□林書之 七衛門
本海宗入定禅門



写真 4. (中世)礼拝の宮(熊川神社)
創建の棟札

なお、福生郷熊川村の与次衛門以下の人々が、正長二年（一四二九）に、礼拝の宮を建立しているのである。礼拝の宮とは、今の熊川神社の旧名である。してみると、一四二九年には福生郷の名称が使われていたことがわかるのである。

では、ここにいう福生郷の範囲は、どのようになっていたのであろうか。

熊川村は、熊川神社の棟札によって福生郷内に含まれていたことを知るが、福生の名を村名にしている福生村に至っては、それを証する資料がない。しかし、瑞穂町阿豆佐美神社の棟札に、

「文明十四年四月

神主 宮崎右衛門定吉

大工多摩郡福生村住人孫五郎定仗」（西多摩夜話）

と、あるのをみると、早くから村名に福生の字を使っているのが、熊川村同様福生郷内に属していたと考えてよいであろう。そうすると、かつての福生郷は、現在の福生町と同一の区域になるわけである。近接するその他の村々は、川崎村を除いて皆別郷に属していることがはっきりしているので、おそらく、福生郷の拡がりには、熊川村・福生村の二カ村を含む地区をその範囲としていたのであろう。

このことは、応永の頃（一三九四—一四二七）建立されたと

伝える中福生の清厳院が、山号に福生山をいい、熊川鍋ヶ谷戸にある寺院が福生院と共に福生の文字を使用しているのを見て、ある程度の想像がつく。福生郷内に建立されたからこそ山号・寺院名に福生とつけたと思われるからである。

また、「小名」についても同様のことがいえる。「新編武蔵風土記稿」所載の「小名」を挙げて考察してみよう。両村の「小名」は次の通りである。

福生村小名（新記卷之百八、多摩郡之二十）

宿村の中程、をいふ、新屋敷、中福生、長沢以上皆中、程にあり、馬喰ヶ谷戸村の、西北、上屋敷村の西、方也、上内出是も西、なり、牛浜熊川村の、界にあり、萱戸東の方なり

熊川村小名（新記卷之百十九、多摩郡之廿一）

牛浜熊川村の、界をいふ、内出中央、村の、鍋ヶ谷戸是も中央、にあり

右の小名の中、両村にあるのは「内出」と「牛浜」の二つである。内出は別として、牛浜を記載通りに見ると、一つの地区を、福生、熊川の両村が別々に分け持っていることになるのである。こうした事実、どのような理由によるのであろうか。

「牛浜は、昔、南の人々が開拓したと言われている。南の多摩川に沿ったあたりが、出水のため崖が崩れ、住居するのに危険になったので牛浜に移住したのである。今は牛浜と言っているが、以前は、横新田というのが通っていた。南の千手院に、牛浜の人の檀家が多いのも、こうしたわけである。」（鍋一 野島茂雄氏談）

という伝承を持っている地区である。ところが、南の千手院の過去帳に

「正保元年二月九日 新田 七郎右衛門」

というのがある。右の過去帳には、七郎右衛門と同様、名前の上に新田と書いた人が何人かあったが、年代的にみて七郎右衛門が最初なので挙げておいたのである。ここに記録されている新田は、野島氏の語る横新田と思われる。七郎右衛門は、もと南に住居していたのであるが、牛浜に移住してから亡くなったので、七郎右衛門家の代々の菩提寺である千手院に葬られた際、南地区と区別をつけるために過去帳に事新らしく「新田名」をもって記載されたのであろう。

右の過去帳名が、熊川に残る牛浜開発伝承を裏書きしていることはほぼ確実と思われる。正保は近世初頭である。とすると、それ以前の牛浜は、おそらく、福生村・熊川村の堺に広がる原野の地名としてのみ存在し、その所属は福生村にも熊川村にも入った入会地的性格であったのであろう。いいかえれば、現在の福生町の地域に、集落の発生がみられた当時、その地を領有した者が、福生郷の名でもって一括呼んでいたことを示すものと考ええる。以上の如く「小名」牛浜を解釈するとき、両村にまたがってある地名の問題も理解できるのである。

三 領名よりみた福生

中期初頭、西多摩郡に勢望があった武士に、小宮氏と三田氏があった。

小宮氏の勢力は秋川流域を中心にして南多摩郡の一部にも及び、五十九カ村を領有し、後世、それらの地区に「小宮領」の名を残すまでに栄えた一族である。居城は、戸倉村の戸倉城であった。

一方、三田氏は小宮氏の秋川沿いに栄えたのに対し、多摩川沿いにその勢力を養い、五十九カ村を領有し「三田領」名を近世にまで伝えている豪族である。居城は師岡（青梅市）の勝沼城であった（後二俣尾の辛垣城に移る）。

西多摩郡下（青梅市を含む）の村々が中期に、右に掲げた「小宮領」「三田領」のうちどちらかに属していたことはいうまでもない。

しかし、福生町においては、福生村が小宮領に属しているのに対し、熊川村は、小宮領・三田領のどちらにも属さず「拝島領」に属しているのである（新記 卷之百十九・多摩郡之冊一）。

領名が違うということは、大まかに言って支配関係の違い、村落立地および生産性の違うことを物語るものである。福生村と熊川村を自然条件で比較したとき、これという差も見当らない。また、生産面について考察しても、地上の農村であった両村に、優劣をつけるとすれば、耕地の広狭ぐらいいで、特別の産物のあったのを聞かないので、これまた領名の違いを解く理由にはならない。とすると、福生村・熊川村がかつて同一郷内にありながら、領名を違えている理由は、支配者関係によるものと考えられるのである。なお、新記は、領名の件で、

福生村 「山口領、滝山領、拝島領とも云う」

熊川村 「或は滝山領福生郷とも称す」

と補説を加えている。領名より福生町をみていくと、郷内に含まれていた福生村・熊川村の支配関係が、決して単独ではなかったことを物語っていると思われる。つぎに、福生郷の発生について考察してみよう。

四 福生郷の成立

福生町の領名の項でふれておいたが、西多摩地区の中世における支配者は、小宮氏と三田氏であった。両氏とも中世初頭にまだ領国制が確立していないころから西多摩地区に土着し、在地の武士達の統合をはかり、中期においては、小規模ではあるが準領国制を実現する努力を続けてきた地方豪族（おそらく地頭であろう）であった。こうした動

静は身近かに強大な武将が出現すると、とかくその勢力に動揺を生む状態にあった。まして、両氏の舞台とする地が山寄りで、耕地が少ない土地であってみれば、強大な勢力にまで発展する可能性が薄いのも当然であった。両氏が在地武士団を統一し、強大になって行くのには活動の舞台を生産性の強い平地へ移さなければならなかった。「山間盆地より平地へ」。小宮・三田の両氏が秋川流域と多摩流域に居住してからの念願は、右のようなものであったろう。それも最初は、正租である米を得るため、米作可能地に開発占有の目が向けられたのであるが、

○米作可能地は、早くから集落の発生があつて、すでに誰かの領有関係に入っている。

○畑作の種類が鎌倉期に入つて激増して来た（社会民俗辞典・畑作）。

○畑作は、米作に比べて収穫までの期間が短かくてすむ。

○畑作は、米作より、土地にしばらくすることが少く、気軽に換地もできる。

等の理由により、水利に乏しい台地が次第に経営の対象となつて来るのである。こうした機運は支配者は勿論であるが、有力戸主（名主）達に畑作への目を刺激したことはいうまでもない。むしろ、有力戸主の方が、積極的に台地開発を行い、村落を形成していったと考える。支配者は、そうした地区を、次々に領有し、在地の有力者を自己の勢力に組み入れて行つたのであろう。

福生地区には、現在、四十に近い板碑がある。俗名を皆欠いているが、これらの板碑の存在は、地区内の開発の後を物語っていると思われる。板碑についての考察は、別項にゆずるとしても、例えば、

嘉元四年六月 日（一三〇六年） 森田誠重氏屋敷

文保元年十月 日（一三一七年） 斎藤時藏氏屋敷

元享二年十月 日（一三三二年） 右に同じ。

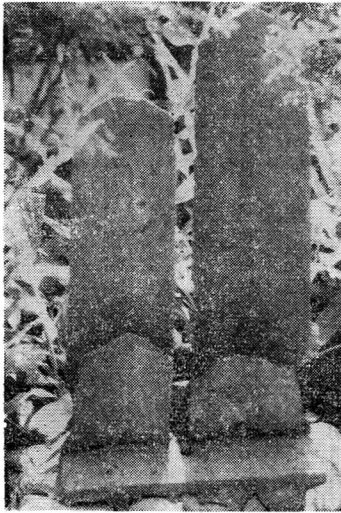


写真5. 文和3年板碑 (向って右)
(村野武男氏蔵)

貞和四年十月 日 (一三四八年)

貞和 年十月 日

文和元年 (一三五二年)

文和三年十二月廿日 (一三五四年)

延文二年八月十四日 (一三五七年)

原ヶ谷戸井上九万兵氏屋敷

長徳寺

熊川共同墓地

村野武男氏屋敷

長徳寺

に見られる年号は、村落形成の時期をある程度知る手がかりになるのである。

嘉元・文保・元享は、鎌倉末期の年号である。さきにあげた正長二年の棟札には、すでに熊川村と村名が使われているのであってみれば、おそらく、鎌倉時代の後半に自然村落の発生があり、その後、逐次集落が増加して、室町初頭には福生郷の成立をみたのであろう。

福生院共同墓地は、板碑十一基を残している。前にあげた「文和元年」のものも、共同墓地にあったものである。

「文和」は北朝側の年号で、南朝という正平七年にあたる。正平七年は、いわゆる尊氏敗走を語る牛浜合戦の年なので、この板碑を残した人は、あるいは牛浜合戦に関係があったのかも知れない。なお、村野武男氏所蔵の文和三年の板碑も同様に考えられるのである。

五 支配関係

——福生に関係のある武士——

福生郷へは、どの方面から開発の手がのびて来たのであろうか。この項では、福生郷の領有関係を述べてみたい。

まず、考えられる第一は、「小宮領」すなわち対岸秋多町方面からである。第二は、東部すなわち拝島方面からの開発である。対岸秋多町は、古代から「小川郷」として地方行政下に繰り入れられた地であることを前にふれておいたが、平安朝末には武蔵七党中・西の党に所属していた小川氏（小川村）、二宮氏（二宮村）が住居していた地であった（西党系図）。両氏は、小川郷内にある「小川牧」を管理していたが、中央政府の力が弱くなるに及んでこれを領有し、その勢力を、秋留台地に拡充していった豪族であった。小川氏、二宮氏は、頼朝挙兵にも参加し、開幕に当っては御家人として、各地の地頭に補せられたと思われるので、福生への働きかけは地続きの拝島方面より早かったと推測できるのである。しかるに、両氏のことの後世において少しも話題にのぼらないのは、建暦三年（一一二二）の和田合戦に参加し、滅亡してしまっただからである。（同じ西党の中でも、西多摩地区に進出した平山氏と立川氏は和田合戦に参加しなかつたので滅亡はまぬかれた。）

小川、二宮氏の滅亡によって、対岸からの影響は一応絶えたのであるが、同族平山氏が存在していたので、同じ西党に属していた関係上、多少の勢力の衰えはみせたとしても、支配関係は、やはり対岸から来ていると考えられる。小宮領名を残した小宮氏も、宮岡章治氏の研究によれば、戸倉村の小宮に長く居住した平山氏が小宮氏と姓を改めたというので、かかる関係が引続いて行われたことは推論にかたくない。しかし関東御分国といって將軍の権限の強い西多摩の地では、室町期に見られるような領国制が確立していたわけではないので、明瞭な支配関係にはいっておらず、自己防衛の必要がおこった時に各郷村の在地武士または有力農民を、事ある時に自己の武力に加える程度の支配関係であったとみられる。

こうした状態の中であって、先にのべたように、畑作のいちじるしい進歩が水田耕作より手軽に水利の乏しい所まで進められて行ったのである。

鎌倉幕府が元弘三年（一一三三）に滅亡し、世が足利氏の時代になると、関東は、足利基氏が関東管領として東国をおさえた。

西党に属していたため、北条氏全盛の頃はとかく控え目であったと思われる平山氏（小宮氏）も、足利時代になっては関東管領家の東国経営を武州南一揆として尽力し、足利氏の力に頼って自己の勢力を伸長した。（谷合良治・武州南一揆について）

今にいう小宮領の範囲もこの前後に確立され、対岸の福生郷も、小宮領内に組み込まれたのであろう。

足利尊氏・基氏に關した事蹟は、秋川地区には、平山氏（小宮氏）の發展を裏書きするように多いのである（宮岡章治・小宮氏の起りについて、多摩郷土研究所載）。

福生郷は、長らく武州南一揆の旗頭である小宮氏に領有されていたのであるが、小宮氏と平行して急激に進出した大石氏の登場によって様相に変化をみせてくるのである。

大石氏は、木曾義仲の末（大石系図）と称する豪族である。支配者としてその名を出して来るのは、七代遠江守信重で正平七年（一一三三）の笛吹の戦で功をたててからである。この正平七年は、足利尊氏敗走を語る「石浜合戦」のあった年なので、大石氏も、足利軍に従軍し石浜合戦に参加したものであろう。とにかく、彗星の如く現われた大石氏が、管領家に仕えてからまもなく、延文元年（一一三六）には、入間郷、多摩郷の内十三郷の目代職に補せられている程の重臣になっているのである。大石系図によれば、この遠江守信重は、二宮に正平七年頃住居を移したことになる。

信重の子憲重は、二宮道伯とも石公道伯とも呼ばれ（私案抄）二十才にして武蔵国の目代職にまで昇進し、その職を四十五年も勤めた人であった。多摩川対岸の滝山城は、実は大石氏（定重）の築城になったものである。

今まで、秋川筋にその勢力を伸長していた小宮氏は、大石氏の出現によってその出足を封ぜられて、いままで行なうて来た対岸福生地区の経営より自然と手をひき、もともとの勢力範囲である秋留地帯に南一揆の統卒者として引き退かざるを得なくなった。それに比べ、大石氏は目代職という役職の故もあって、その支配を大きく西多摩・南多摩に伸ばし、滝山居城後は、滝山を中心とする一帯に強大な力を持ち出して来たのである。福生村・熊川村が、領名に、滝山領を唱えているのも、こうした支配関係の変化によるのであろう。

内出の真福寺にある不動堂を、文明十二年（一四八〇）に、武運長久のため大石道俊（定重）が安置した（昭和十三年版東京府総務課地方課編 市町村概観熊川村）というのも、その真疑は別としても肯けることである。

強大を誇る大石氏も、主筋に当る両上杉の争いに介入した小田原北条のために、天文七年（一五三八）滝山落城の憂目にあうのである。大石氏は、北条氏に降るが、あくまで北条氏に抵抗した三田氏は、永祿六年（一六五三）に滅亡している。ここにまた、福生郷の支配者の交代があったのである。

北条氏は、隣国武田氏に備えるため、滝山城に、氏照を居城させたのである。大石氏にかわる北条氏の支配が、ここに始まるのである。大石氏においては、いまだその成果をみなかった領国制も北条氏においてはほぼ実現し、西多摩の地は滝山城を中心にして組織づけられて行くのである。勿論、在地の武士は、氏照の軍団に編成され、滝山領の名は、ここにはっきりと成立したとみていいのである。

その後、氏照は八王子城（元八王子村）に移って、天正十八年六月に八王子城が豊臣秀吉の軍勢のため落城するまで福生郷を支配するのである。

さきにあげた氏照の制札も、やがて来るであろう秀吉軍の乱入に備え、郷内の治安を堅くしておこうという趣旨のものであろう。

そして、制札面にもある如く、郷内は、氏照の代官によって、直接には支配されていたのである。

北条氏亡き後は、秀吉より関八州の知行を受けた徳川氏の治下になり、代官・旗本の知行地となるのである。

この項では、福生郷の開発の手が対岸秋留方面より来たことを先ず述べて来たのであるが、同一郷内にある熊川村が、拝島領名を唱えていた件については、なんらふれておかなかった。

拝島領は、領名を同じくする拝島村が、すぐ東にあるので、対岸の秋多方面より、早いうちに交渉があったのかも知れないが、「新編武蔵風土記稿」ができるころ、すでに領名の起った理由を失っているのも、その間の事情は分明でない。しかしながら、同領内に属する芝崎村に本拠を置いた立川氏の存在を考えると、東より勢力が一時熊川村を圧していた時期があったと考えられないでもない。

立川氏は、小川・二宮・平山の各氏と同様西党の一族である（七党系図）。建暦三年の和田合戦には参加しなかったのも、長く北多摩の地に栄えたのは、平山氏の西多摩におけると同様であった。新記には、中神村福厳寺の条に、「当院の境内は、天正以前立川宮内少輔が一族の居住せし跡なり」

と、あるので、芝崎村を中心に西にその一族が栄えたことがあり、その西端が熊川にまで及んだのであろうか。

中期末期に建立されたと思われる南の千手院が、芝崎村普濟寺末であるのも、なにか事由のあることと思われる。福生村はともかく、熊川村が滝山領の他に、拝島領内を言っているのは、中世の対岸からではない勢力が福生郷を折半していたころの名残でもあろう。

福生村が、山口領名を伝承しているのも、同様の意味においてであると、考えられる。

六 牛浜の合戦

「太平記」に見える「武蔵野合戦の事」の中で、將軍尊氏が新田義宗に追いまくられて「石浜」まで逃げのびたところから、長い間「石浜」という地名を文字通りに解して、隅田川の「石浜」であると信じられてきたのであるが、「石浜」は実は我が福生町の「牛浜」であるとしてその地理的矛盾を解決したのは「武蔵野話」の斎藤鶴磯であるとされている。さてその「太平記」であるが「新編武蔵風土記稿」にも、「太平記の文頗る過当なり」と記してあるように、その記述はいたずらに文章の華麗をむさぼって、事実の追求がおろそかにされているうらみがある。しかしながら武蔵野に関する限り、半ば伝説的興味を残す「太平記」を除外することはできないのであるから、以下「太平記」に拠って進めてみよう。ここでは「河田楨著・武蔵野案内」を大いに参考にした。

時は正平七年（一三五二）閏二月である。後醍醐天皇を中心とした建武の中興も成果はあがらず、やがて足利尊氏が叛旗をひるがえすや世は再び争乱相つぎ、いわゆる南北二朝の対立となり、楠木正成、正行親子、新田義貞等の戦死があり、しかもなお全国统一は成らず南北両朝を擁しての激闘が各地に行われていた。すなわち、正平七年閏二月には、征夷大將軍宗良親王を総帥といたたく信濃の諏訪・祝・仁科・越後・上野の新田義興・義宗・脇屋義治等官方の連合軍と、足利尊氏との間にこの武蔵野原で一大会戦が行われたわけである。閏二月八日、新田義興・義宗・義治等は十万の兵を率いて上野から武蔵に侵入、これを聞いた足利尊氏は直ちに手兵をまとめて十六日に武蔵へ立向い、二十日の会戦となった。

この朝辰の刻（午前八時）、「小手指が原」に出陣した新田軍は一方の大將に義宗五万余騎、一方には義興二万余

騎、また一方には義治二万余騎、各五カ所に陣を張って射手をば左右に進めて、懸り手は後に控えさせ満を持した。これに対して將軍足利尊氏は十万余騎をこれまた五手に分けて中道から寄せかかり、両軍機の熟するを待った。

一番に義興と平一揆とが合戦し、左右へ引き損害共に八百余人、二番に義治と白旗一揆とが東西より攻めかかって七八合、東西へ分かれ共に討たれたもの五百余人、三番に当代無双の美少年饗場の命鶴丸が率いる花一揆がかかったが、義宗は児玉党七千余騎を差向けこれを打破った。勝に乗じて義宗は旗より先に駆進んで、尊氏の首討取って軍門にさらすはこの時ぞと、余の軍兵には目もくれず、獅子奮迅の勇をふるったので、尊氏は支えきれず散散にかけ破られて、「小手指が原」から「石浜」まで坂東道六町一里の四十六里を片時の間に敗走し、「石浜」ですでに切腹しようとしたところを、近習の侍二十余人が義宗を迎えうち、川の中で討死する間に向うの岸に急ぎかけ上り、やっと命が助かった。落ち行く敵は三万余騎、追いかける新田勢は五百余騎、川向うの岸が高くして屏風を立てたようである上に、足利勢はここを先途と支えたので、どうにも仕方なく、その上に日はすでに西に没し河の淵瀬も見えかねたので、義宗勢は切齒扼腕して本の陣地へ引返したのである。

一方、義興・義治の軍は乱軍の中で義宗と離れ離れになり、側面を足利方予備軍の仁木頼章につかれ、「小手指が原」に戻れず、仕方なく多摩川を渡り、やぶれかぶれに鎌倉に突入、「石浜」で長蛇を逸した義宗は手兵をまとめて埼玉県の北方「笛吹峠」に退いた。

尊氏は「石浜」で諸軍をまとめ、二十五日に「石浜」を立ち、武蔵の「府中」につき、二十八日「笛吹峠」に押寄せたので、義宗は数度の合戦をした後、越後へ退き、鎌倉へ入った義興・義治も背後から尊氏を攻撃するだけの力もなく、三月四日に鎌倉を追われ、やがて信濃の国にのがれた。

こうして尊氏はやっと関東一円を治め、第二子基氏を関東管領とし、京都へ帰って行ったのである。

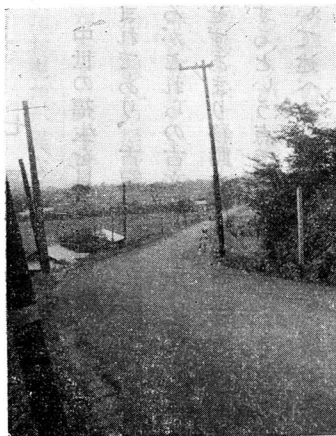


写真6. 牛浜古戦場（中世）
（牛浜から対岸二宮を望む）

以上が「武蔵野合戦の事」の概要であるが、たしかに「小手指が原」で敗れた尊氏が、現在の東京都内「石浜」へ遁走したというのでは距離的にも時間的にも極めて不自然であり、地形的にも「落行く敵は三万余騎、追懸る勢は五百余騎、川向の岸高して屏風を立たる如なるに」云々とあることからして、到底隅田川とは考えられず、多摩川と見てよいと思われる。すなわちここに出てくる「石浜」は「牛浜」であると思われる。

さて、その「川向の岸高して屏風を立たる如なるに」の川向の岸がどこであるかが問題であるが、一般的に「二宮」であろうと考えられているので、この「二宮」について若干記しておこう。

「二宮」は秋多町（旧東秋留村）の中心をなしている部落で、多摩川と秋川の合流点を臨む段丘上にあり、前面に広く武蔵野を見晴らし、後に五日市盆地を控え、秩父方面に通ずる要衝の一つであったといわれる。武蔵野外郭の一要地であるから、古くは武蔵七党の内、西党の二宮氏もここを占めていたと推定される。

滝山城を築いた大石氏は木曾義仲の末裔で、七代信重が信濃国佐久郡大石郷（南佐久郡）に住んで大石氏を名乗っ

たのをはじめとするが、信重は貞和（一三四五～一三四九年 北朝）

の頃、鎌倉の足利氏に仕え武蔵国比企郡津下で三百貫を給せられた。たぶん正平七年の武蔵野合戦あたりで働いたのであろうか、正平十一年に入間・多摩両郡の内数郷を与えられ、二宮郷に移ったといわれ、その館跡といわれる場所が二宮にある。

以上から、尊氏が敗走し、九死に一生を得たのは「牛浜」から多摩川を渡り、対岸の「二宮」に拠ることができたためと見てよいのではなからうか。

七 福生に現存する板碑

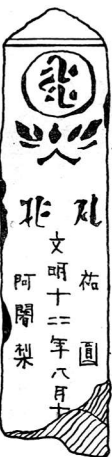
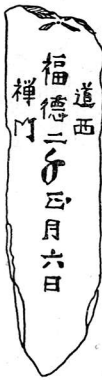
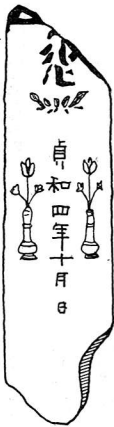


写真7. 板碑(森田誠重氏蔵)(中世)
嘉元四年福生地区最古のもの。

中世の福生を見る時に当時の古書籍、古記録、古文書等があげられるのであるが、古書籍に記載された町村は極めてまれであり、古記録、古文書は一部の寺社、旧家に偏在する程度で当福生もその例にもれないのが現状である。ところがこれらの古文獻とはかなり性質は異なるがこれから述べようとする板碑のような石造遺物は、火にも雨にも消滅せずあまり移動もせずに原位置に留まっているものが大多数を占めているのであるから、土地との関係を明かに説明するという点で、この資料としてのねうちは高いのである。さてここに町内より今日までに発見発掘された板碑について述べる。三年ほど前思わぬ機会に熊川の共同墓地(現在福生院管理)の生垣の片隅から緑泥片岩の一片を発見し、早速分水で洗い注意して見ると板碑の破片であった。これを機会にその探索に入り、同墓地より五枚と分水よりの堤の上あるいは墓の道に逆伏したもののなど、破片を含めて十枚を見つけたし、千手院より原型のはっきりしているもの二枚を、続いて福生院より二枚更に足をのばして長徳寺より、最近番田坂の附近の笹本金八氏が鶏舎を作るために地ならしをする中より四枚を発掘したのを合わせて、九枚その他破片二枚を見ることができ、清岩院より二枚長沢の村野武男氏蔵のもの二枚と更に熊川において斎藤菊蔵氏より発掘されたもの二枚と今日までに不完全の形が多いが、紀年銘のわかるもの二十五枚を集録することができたのである。附図には、代表的な種子や銘文のものをあげたが一番古いものとして森田誠重氏の屋敷より発掘され、現在福

生院の境内に移されている嘉元四年（一二〇三）のものであり、次は斎藤菊藏氏よりの文保元年と元享二年のもので、これはいずれも鎌倉時代後期のものである。特に文保元年のもの（現在内出の斎藤時藏氏所有）は長さが三尺三寸、幅が一尺というかなり大きいものであることを附け加えておく。つづいて南北朝時代のものが九枚と室町時代のが十三枚という状況で、南北朝から室町にかけて数の上で多いということは、全国的にもそう言えるのである。

参考までに我が国最古の紀年銘のあるものは、埼玉県大里郡小原村須賀広にある嘉祿三年銘（一二二七）の善光寺三尊板碑であり、最も新しいのは同県北足立郡戸田村新曾妙顕寺にある慶長三年二月時正の題目板碑である（国史辞典による）。このような金石文の入った石造物を板碑とよび、一種の卒塔婆でその形は上部を三角形に作り、直下に二条の横線を刻み、その下に仏種子をあらわしたもので主として死者の追福、生前の逆修供養のために造立されているのである。この福生の板碑をはじめ武蔵を中心とする関東一帯は秩父産の緑泥片岩を材料としている。この板碑は十三世紀から十六世紀にわたって行われ、いわゆる中世初期にはじまり中世と共に終るという実に中世的社会や文化とその盛衰の運命を共にしているのである。この地域に五・六百年も風雨にさらされ、あるいは地中に埋れていたものがあるうが、ほんのその断片がころがっているだけでも、それは中世において福生に人間の生活がはつきり営まれ人の活動を示す確かな痕跡といわねばならない。その事実、清巖院・福生院ともに板碑の中にある通り応永年間に、長徳寺の寛正といずれも室町の初期および中期には建立されている。（新編武蔵風土記）建立以前の紀年銘のある板碑は殆ど個人の屋敷から発掘されており、次に熊川的共同墓地にあって野口氏の所有する板碑については、この野口氏の存在をうらずける過去帳に元中年間（一三八四～一三八六）を見ることができるのである（福生院建立より二十数年前）。なお視角が異なるが、発掘した所有者が口碑で「古い仏を埋めさせられた」ということをきくのである。これは人為的なものか、自然的なものか、この問題はすなわち掘ったときどんな姿勢であったか、どんな実感であったかによっ

西歴	種	子	銘	文	丈量尺	所在地	その他
一四八二					長一四尺 下五寸	福生町熊川 共同墓地（福生院）	
一四六七 或 一四九一					長一二尺 （上穴） 六寸	共同墓地 福徳は私年号で公年号文 正一及延徳二に元年が相当 する（国史大辞典による）	
一三四八					長二三尺 八寸	福生町原ヶ谷戸 井上九萬平氏蔵 清巖院墓地に有り	
一三二七					長三三尺 一巾 尺	福生町熊川 齊藤時蔵氏 蔵 齊藤菊蔵氏六八三番地内 発堀（終戦直後、三月一日）	
一三〇三					長一尺九寸 巾八寸五	福生院 本堂の真南に存す 森田誠重氏 コンクリートの土台を作	

第 3 図

て解決するものであらうと考える。前者については時の宗教的思潮の中で改宗を余儀なくされて、そのために埋めたこと、または廃仏棄釈による人工的な説また一面鎌倉時代における墓として土饅頭の上に板碑を立て、棺は言うまでもなく座棺で、高さ四尺ほどの樽作りのものであったために長い間に、それが腐り板碑も共に埋ったといういわゆる自然現象として埋没説があるのである。このように今後の課題は次の事項と共に大きいものがある。それは中世に始まり中世に終るといふ、この消滅の時期は関東管領を中心とする東国武士、すなわち中世的権力のおとろえ、近世城下町の発生の時期と一致することは、大きな歴史の流れに立つとき極めて興味深い現象である。板碑の盛衰の運命は単に宗教心の隆替の面からのみでなく、中世的な政治・経済・社会機構の消長と関連して考究しなければならぬ。すなわちこの原石の切り出された秩父の石切場、それを加工した石工・輸送・分配等の交流関係、これを作らしめた地主的武士や農民の経済力、これを取りまく一種の文化圏の構造等きわめて多角的に考察せねばならない。ともかくこの福生にあっては中世の歴史を考える時すぐれた資料であり、貴重な遺物である。

八 中世の寺社

1. 熊川神社

正長二年の棟札に

「日待之為供養之奉礼拝の宮建立」

と、あるので、熊川神社は、室町初期に造営されたことがわかる。熊川神社の旧名は、礼拝ノ宮または礼拝明神社（新記）と言った。礼拝明神社の称号について社伝は、多摩川原に生石命が示現したのを礼拝したので、礼拝明神社と唱えたと語っている。神官野口氏蔵になる祭神生石命の示現の図は、人頭蛇身である。頭の部分は、白髪の老人な

ので、中世に神の姿を、かくの如しと信じた考え方の一端を示している。

信仰範囲は、熊川村全体に及んだものと思われる。慶長二年（一五九七）の再建棟札には、野島・石川・天野・斎藤・森田の姓が見え、熊川地区の旧家が皆含まれている。

斎藤家は、熊川神社と特別な関係があったものか、斎藤ゴキ（御器）の伝承を持っている。この器物は、神社へ元旦に捧げる食物の木の容器である。現在は、その名ばかり残って、現品はないとのことである。大ミソカの晩に御器を作り出でできたのが元旦、思わぬ時間消費のため、元旦を迎える松飾り・しめ縄等の準備が遂にできなかった、それより元旦に松飾りをしないというのが、御器伝説である（野島彌七氏談）。

熊川神社には、正長二年の棟札の外、慶長二年・正保三年・寛文十一年の棟札が神官宅に保存されている。慶長以後のは、みな再建の時のものである。この中、どれに当るか分明でないが、多摩川の流木を利用して造営したという伝承を野口氏は伝えている。

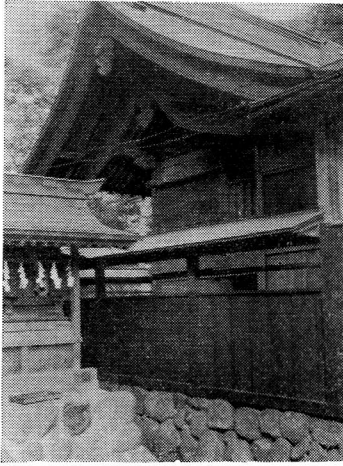


写真8. 礼拝の宮（中世）
屋根が一重になっている。下の屋根が正長2年創建のものと伝う。

1. 清 巖 院

福生山清巖院は、新記によれば、臨済派小和田広徳寺末の寺で、応永年間（一三九四—一四二八）に建立された古刹である。

初め青蓮寺と称し、開基は不詳である。

開山は小和田の広徳寺・山田の能満寺・野辺の普門寺等を開いた心源禪師で、本堂西裏に墓が現存している。開山心源は、新記によれば、応永十年（一四〇三）十月十日小和田広徳寺で入滅しているので、清巖院建立は、応永初期と思われる。福生

村誌稿によると、応永元年五月（一三九四）になっている。また、北条氏康より、天文年間（一五三二—一五五四）永四貫文を受け、昼、夜明けの奉公を仰せつかつている。清厳院と名をあらためたのは、青蓮寺再興に尽力した土屋氏の功績を後世にまで伝えようとした寺側の意志によると思われる。土屋氏は、俗名は伝えていない。承応二年十二月廿一日（一六五三）になくなり、法諡を清岩院殿一便宗見大居士という。一説に、備前守と言っていたとも伝えられている人なので（福生村誌稿）あるいは福生村を知行していた武士かも知れない。土屋氏の墓は、板寺の馬鳴様にあるが、清厳院殿名の墓はないのである。後、元祿年間（一六八八—一七〇三）の火災で堂宇焼失した際、土屋氏は再び私財を投じ再興している（前掲書）。

境内に辨天堂がある。源慶作という。家斉の頃、耕岩和尚が幕府に出仕していた関係で拝領したという。本尊釈迦は、稲村坦元氏によれば、江戸初期の製作になるものという。また来迎三尊は、天台・浄土宗の寺院にあるもので、臨済派の清厳院には、珍しい存在である。

2. 長徳寺

臨済宗建長寺派玉雲山長徳寺は永田にある。建立年代は不明だが、開山寂年（寛正元年一月—一四六〇）より考えて、室町中期に造営されたと思われる。福生村誌稿は、永享年間（一四二九—一四四〇）としている。開山は肯外宗大和尚である。本寺は清厳院同様、小和田の広徳寺である。寛政年間（一七八九—一八八〇）に火災にあい、諸堂灰燼となり、十六世僧恭道が旧復したのである（前掲書）。

寺内に天保十五年（一八四四）に再修補した縦二、五九^{メートル}。横一、九五^{メートル}のねはん図および一休禪師筆と伝えられる画一幅がある。

3. 千手院

臨濟宗大慈山千手院は、南にある。開基は不詳である。開山は夷春伯和尚大禪師、十月廿二日の入寂を伝えているだけなので、その建立された年代は分明でない。しかし、千手院二世天南半公座元禪師が慶安二年六月九日（一六四八）に示寂しているので、室町末期に造営された寺院であろう。寺内に、開山の木像が安置されているが、その製作法が、桃山時代風をよくあらわしているのも、右の推論を裏書きしている。本寺は柴崎村普濟寺なので、普濟寺の何世かが開山になったので、普濟寺側の資料をよく検討すれば、この間の事情がはっきりして来ると思われる。本尊十一面観音は、江戸初期の作であるが、厨子の塗帳は、本尊よりも古いもの（稲村坦元氏談）なので、完全な形で保存されていたならば、建立当時の年代などを知る好資料になると思われる。と、帳には、奉納者および年号が、銘記されるからである。下の方の奉納者名があるあたりが切れてしまっているのは、残念なことではある。

4. 真 福 寺

新義真言宗横沢大悲願寺末柚井山真福寺は内出にある。新記には、開山秀長僧都とあるが、開基については、何もふれていない。しかし、昭和十三年に発行された東京府総務課地方課で出した「市町村概観」の熊川村真福寺の条に「文和元年開基開山阿闍梨秀覚」

と、開基名を伝えている本尊は不動明王であるが、この件についても前掲書は、

「文明十二年（一四八〇）大石遠江守道俊殿（中略）不動堂を安置、」

と、説明している。右の書は、資料を何に基いて書いたのかははっきりしない。また文意も、省略法が徹底しているので、つかみにくい。開基についても阿闍梨秀覚と最初にあって、すぐ後に大石氏を出したあたり、記憶の混乱を感じるのである。が、境内にある墓地に天文と読める五輪塔や、滝山城主が熊川へ来た時は、真福寺が休憩所になっていた等の伝承より考え、中世期に造営された寺院であることは間違いない。

観音堂がある。本尊は稲村坦元氏によれば、室町時代の製作とのことである。墓地の入口には、近世期、鍋ヶ谷戸を知行していた長塩氏の息女の墓（寛文と読める）一基がある。なお、火災に遭って焼けた福生院再興等については、近世の項を参照されたい。

以上、中世期に建立された神社・寺院について考察を加えて来たが、現存する神社は、まだある。それらは、いずれも創立および関係事項未詳なので、一括、近世の項で改めて記述したいと考えている。

九 中世の福生の生活

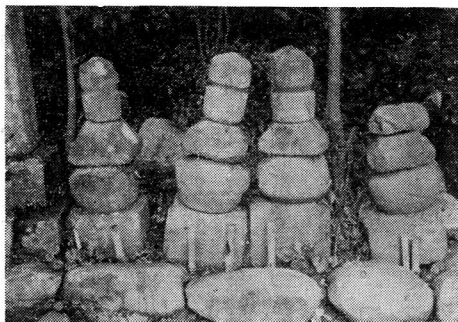


写真9. 真福寺の五輪（中世）
向って右が天文年間の五輪

寺内に不動二体、観音の坐像・薬師如来が安置されている。この中、薬師如来だけは僅かであるが、一本木で作られている。彩色は後世とのことであるが、蓮座より衣が垂れ下っている作風は、天正年間の製作をも偲ぶものであると稲村坦元氏が語る程の古仏である。背中に背負って持運ぶようになっているので、この如来様、真福寺に昔からあったかどうかは証明できない。

5. 福生院

臨済寺玉応山福生院は、鍋ヶ谷戸にある。野辺の普門寺末。寺記によれば、応永十八年（一四一一）の創立、開基は足利義持、開山は秋多町普門寺第四世月堂秋西重和尚文安二年（一四四五）示寂とある。新記の福生院の条には、近年火災に遭い、古記録を焼失したとある。しかし、共同墓地に保存されていた板碑等によると、この寺も早くから建立されていたものと考えられる。境内に

神社、寺院の項目で、当然ふれなければならない問題として、神社の創立期における村の生活があった。神社は日本人がいる所、必ずその存在を見るとまでいわれる。日本古来の精神生活の拠点である。寺院にしても、古代において、新知識として渡来した仏教を国民生活の内奥まで浸透させる道場として、重視されて来たのである。両者共それを信仰する人々の生活に、密着してこそ栄えもし、また逆に信仰も広まるのであってみれば、神社創立の背景、言いかえれば当時の生活を考えてみることは、意義あることである。

正長二年に建立された熊川神社の棟札は、当時の熊川村の概観をしめしてくれる唯一の資料である。

神社と一口に言うが、この言葉は、種々の要素を含んでいる。大まかに分類すると、

- (1) 氏神、氏（一族）の祖神であって、大きい神社。
- (2) 部落・村が共同で祭る神社。鎮守的のもの。
- (3) 個人の屋敷内にあって、その家の者が祭る小社。

の三つくらいになる。熊川神社の場合、(2)に該当すると思われるが、そうなるまでには、(3)の過程を踏むのである。「福生村誌稿」にも、

「陵神社、坪数二坪、祭神天御中主神、信徒一戸」と、あって、個人で祭祀する社のあったことを誌している。

村全体が同じ祭神をまつるようになるには、神の威徳の高いことは言うまでもないが、村内が一つになって来たことを意味している。すなわち神社に祭礼の日に集まり、飲食を共にして語り合う方法が、お互い同士異心のないことの証となったからである。「うたいぞめ」は熊川地区（鍋一・南）などで今だに行われている正月行事だが、これなども出席することによって、部落共同体の意識を新たにすると重大な行事であった（石川武雄氏談）。「うたいぞめ」については、成年式を思わせる伝承がある。すなわち一定の年令に達すると、肴と酒をもって参加する（野島茂雄氏談）と

いう。おそらく、部落内への仲間いりが認められ、成人社会への発言権を得ることを意味しているのであろう。

さきの棟札には、与次右衛門以下十七名の名が記載されている。この中には、領主らしい名が見当らない。もし領主がいたとすれば、大書して、領民名とは区別してあるからである。棟札の名は、みな当時の農民である。してみると、領主に頼らず村内の農民が、共同して神社建立をしたことになり、与次右衛門以下の人々が、農民とはいえ相当に成長した有力者であったことが知れるのである。一般的に言って、正長二年が含まれる室町時代初期は、農民層が荒地の開発、農業技術の向上、畑作に換金物の植付等により、擡頭して来た時代である。与次右衛門以下の人々は、こうした時機に、自分達の村内に、同一の祭神を持つことによって、村民意識を一層強めようとしたことは、推測に難くない。そして神社建立という大事業をした与次右衛門以下の人々は、領主の支配下にいて、村内自治にも関係したことであろう。その後慶長二年（一五九七）に熊川神社は再建されている。願主一乗坊はじめ七十名がこの事業に当たっている。慶長二年の棟札は、正長のそれと比べ、村内自治の様子を明瞭に示している。すなわち、野島兵庫之助、同図書助をはじめ石川・天野・斎藤・森田と、苗字を名乗る者十八名が記載されているのである。この人達は、おそらく領主の支配下にあつて村政に関係していたと推察できるからである。中でも筆頭に書かれている兵庫之助は、支配者的存在をもっていたらしく、他の者が再建に際して何がしの金額を出しているのに、互木・萱・覆木等を寄進し金銭支出はせず、一日扱の注がはいっている人であった。兵庫之助は、在地農民が正長以後村落に居住した武士か分明ではないが、村内における実力者であったことには間違いないまい。

与次右衛門達の登場は、一面では、村の生活の向上を意味している。多摩川沿岸に住居した人々の、生活圏の拡大でもあった。職業も瑞穂の阿豆佐美神社を文明十二年に再建した「大工多摩郡福生村住人孫五郎」、熊川神社を慶長二年再建した「大工田村助太郎」と分化して来て他村まで出向いているのである。また、地名しか残っていないが、長

者堀の名は、多摩川の水を堰止めて一段上まで貫流させたことをおぼろ気ではあるが推測させ、長者堀の所在云々ではなく、経済的にも伸展していったことが知られるのである。

福生町の寺院が中世に創立されているのも、右のような事情による。既に述べたが、それなども、個人所有の仏体が、部落中の信仰の対象になって、堂宇建立にまでなったことを物語っている。寺院を維持していくだけの経済力を当時持って来たのである。中世に創立をみる寺院が真福寺を除いて臨済宗であることも、布教教団の進出が福生辺にはいり込んで来たことを物語る。このことは、貴族・高位の武士の保護のもとに、寺領にその経済的基盤をおく仏教に比べ、郷村に設けられる教団にその基盤をもつ信仰が、次第に実力をもって来た福生辺を、自己の教団に組み入れようとした活動の結果である。

宗教的背景をもつ念仏講・庚申講の存在は、中世に始まっている。神明社の前で穴に埋まり念仏を三日間唱えながら入寂した僧の話なども、念仏の功德を語る教団布教の残していった講話の中の一つであろう。また千手院本尊の厨子のと帳が、考えられる開山の示寂より古いことも、個人所有の仏が、堂宇を建立し、部落中の信仰の対象になるまでの経過をしめし、教団側からの積極的な働きもあったであろうが、村民の経済的な伸長をも示唆している。

市場も福生町は旧福生村に、三月と暮に立つが、中世にその発生をみて現在にまで至っているのであろう（松村安一著・西多摩地方史研究覚書）。地区内での生産の増加が換金的に考えられるようになって来た結果である。